

基本協定書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	1	(1)	項目名	質問	回答
1	1	5	2		業務の委託又は請負	「落札者は、平成●年●月●日までに…」各業務委託契約を締結することになっておりますが、「平成●年●月●日」とは、いつを想定していますでしょうか。	各業務開始前を想定しています。
2	1	5	2		業務の委託又は請負	「落札者は、平成●年●月●日までに…」各業務委託契約を締結することになっておりますが、これら契約を同時期に締結することは困難で、各業務開始前にそれぞれの契約を締結するのが通例です。したがって、本条項の契約につきましては、契約に代わる覚書で対応することも了解いただけないでしょうか。	要求水準及び事業者提案に基づき、各業務について個別に定めることも可能とします。
3	1	6			第6条(事業契約) 事業契約頓挫の場合における処理	基本協定締結後、事業契約を締結できなかった場合に、事業者へのペナルティ(違約金)は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	違約金は発生しません。各自の費用負担については、第10条に定める通りとします。
4	1	6	4	(2) (3)	第6条(事業契約)	第6条 4(2)「この契約」および(3)「この契約」とは第1条(2)の「事業契約」と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。